

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第4区分

【発行日】平成29年10月5日(2017.10.5)

【公開番号】特開2017-66518(P2017-66518A)

【公開日】平成29年4月6日(2017.4.6)

【年通号数】公開・登録公報2017-014

【出願番号】特願2016-176361(P2016-176361)

【国際特許分類】

C 23 C 4/02 (2006.01)

F 16 C 13/00 (2006.01)

C 23 C 4/10 (2016.01)

C 23 C 4/06 (2016.01)

【F I】

C 23 C 4/02

F 16 C 13/00 A

C 23 C 4/10

C 23 C 4/06

【手続補正書】

【提出日】平成29年8月28日(2017.8.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ロール本体と、該ロール本体の両側に突出する支持軸とを有するロールにおいて、前記ロール本体の表面に、厚みが20～100μmの範囲にあって、表面粗度Raを1～15μmの範囲とした皮膜を有し、

前記皮膜は、基材aを70～95質量%、ブレンド材としてのニッケル粉末を5～30質量%含み、前記基材aは、炭化クロムを10～30質量%、ニッケルを5～15質量%含み、残部のうちの95質量%以上が炭化タンゲステンであって、耐摩耗性及び防疵性を備えるロール。

【請求項2】

ロール本体と、該ロール本体の両側に突出する支持軸とを有するロールにおいて、前記ロール本体の表面に、厚みが20～100μmの範囲にあって、表面粗度Raを1～15μmの範囲とした皮膜を有し、

前記皮膜は、基材aを70～95質量%、ブレンド材としてのニッケルクロム粉末を5～30質量%含み、前記基材aは、炭化クロムを10～30質量%、ニッケルを5～15質量%含み、残部のうちの95質量%以上が炭化タンゲステンであって、耐摩耗性及び防疵性を備えるロール。

【請求項3】

ロール本体と、該ロール本体の両側に突出する支持軸とを有するロールにおいて、前記ロール本体の表面に、厚みが20～100μmの範囲にあって、表面粗度Raを1～15μmの範囲とした皮膜を有し、

前記皮膜は、コバルトを5～25質量%含み、残部のうちの95質量%以上が炭化タンゲステンである基材bを有し、前記皮膜は、耐摩耗性及び防疵性を備えるロール。

【請求項4】

ロール本体と、該ロール本体の両側に突出する支持軸とを有するロールにおいて、前記ロール本体の表面に、厚みが $20 \sim 100 \mu\text{m}$ の範囲にあって、表面粗度 R_a を1
 $\sim 15 \mu\text{m}$ の範囲とした皮膜を有し、

前記皮膜は、コバルトとクロムを合計で $5 \sim 25$ 質量%含み、残部のうちの 95 質量%以上が炭化タングステンである基材cを有し、前記皮膜は、耐摩耗性及び防疵性を備えるロール。

【請求項5】

請求項1～4のいずれか1項に記載のロールの製造方法であって、前記皮膜は、溶射処理した後、アルミナ、スチール、又は、ガラスピーブを含む投射材を用いたショットブロスト処理をして形成され、前記皮膜の表面粗度 R_a を1 $\sim 15 \mu\text{m}$ の範囲にしたロールの製造方法。